

第 4 節 回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第 73 条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

2 割引の回数旅客運賃は、前項各号の無割引の回数旅客運賃を基礎として、第63条第1項の割引の計算を適用した額とする。

(時差回数旅客運賃)

第 73条の2 時差回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(土・休日割引回数旅客運賃)

第 73条の3 土・休日割引回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第 74 条 第40条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるとおり普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 放送大学の学生（全科履修生、修士全科生及び博士全科生に限る。）に対しては、大人普通回数旅客運賃の2割引
- (2) 通信教育を行う高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）の生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃の5割引